訪問看護すこやか運営規程

（事業の目的）
第1条　この規程は有限会社　やすらぎ（以下「本事業者」という。）が設置・運営する訪問看護すこやか（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護もしくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。

（運営の方針）
第2条　本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
2　医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3　介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になる事への予防、訪問看護は要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
4　利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
5・事業の実施に当たっては、必要に応じ、主治医・包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
6・訪問看護の提供の終了に当たっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供を行う者とする。

（事業の運営）
第3条　本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。
2・訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。

（事業所の名称等）
第4条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
①　名称　　訪問看護すこやか
②　所在地　　沖縄県宮古島市伊良部字長浜1320番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第5条　本事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
（1）管理者：　　1名　（看護小規模の介護支援専門員を兼務する。）
管理者は、訪問看護の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
（2）職員：　保健師、看護師、准看護師は常勤換算で2.5名以上
訪問看護を担当する。
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。
理学療法士、作業療法士は必要に応じて配置する。
看護師等と連携し訪問看護の範疇でリハビリテーションを提供する。

（営業日及び営業時間）
第6条　本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
①　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日～1月2日までを除く。
②　営業時間　午前9時00分から午後5時00分までとする。
③　電話等により、24時間常時連絡が可能な体制として、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。
（訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法）

第 7 条　訪問看護（介護予防訪問看護）の提供方法は次のとおりとする。
(1) 訪問看護（介護予防訪問看護）の開始については、主治医から訪問看護（介護予防訪問看護）指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成して訪問看護（介護予防訪問看護）を実施する。
(2) 介護保険利用に当たっては、訪問看護（介護予防訪問看護）指示書のほか、居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターの作成した、居宅サービス計画書（または介護予防サービス計画書）に沿って看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）を作成して利用者に同意を得て訪問看護（介護予防訪問看護）を実施する。
(3) 訪問看護（介護予防訪問看護）計画書及び訪問看護（介護予防訪問看護）報告書は、保健師・看護師と理学療法士が連携して一体的に行うものとする

（訪問看護の内容）
第 8 条　訪問看護の内容は次のとおりとする。
①　心身の状態、病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
②　清拭・洗髪等による清潔の保持、睡眠、食事・栄養及び排せつ等療養生活の支援及び介護予防
③　食事および排泄等日常生活の世話
④　床ずれの予防・処置
⑤　日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
⑥　ターミナルケア
⑦　認知症患者の看護
⑧　療養生活や介護方法の指導
⑨　カテーテル等の管理
⑩日常生活用具の選択・使用方法の訓練
⑪住宅改修の相談・助言
⑫入退院時の共同指導等
⑩　その他医師の指示による医療処置

（利用料等）
第 9 条　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は全額自己負担とする。
医療保険の場合は、健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。

（通常の事業の実施地域）
第 10 条　通常の事業の実施地域は、宮古島市伊良部地域とする。

（緊急時等における対応方法）
第 11 条　看護職員等は、訪問看護（介護予防訪問看護）を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を講じるとともに管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
2・利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供により事故が発生した場合は当該利用者の家族、介護保険利用の場合は当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
3・訪問看護（介護予防訪問看護）提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。
4・本事業者は、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置については記録するものとする。

（衛生管理）
第 12 条　看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努めるものとする。
2・感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。
（1）指針の整備
（2）感染対策委員会の開催
（3）研修及び訓練の実施

（苦情処理）
第 13 条　訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
2・事業所は、提供した訪問看護（介護予防訪問看護）に関し、介護保険法 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3・本事業所は、提供した訪問看護（介護予防訪問看護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会か指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）
第 14 条　本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2・利用者が得た個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）
第 15 条　本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。
（1）　虐待防止のための委員会の開催
（2）　虐待防止するための従業者に対する研修実施（年2回以上）と記録の整備
（3）　虐待防止のための指針の整備
（4）　虐待防止の担当者を決める。
（5）　その他、虐待防止のための必要な措置
2・本事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（ハラスメントへの対応）
第 16 条　事業者は、適切なサービスの提供を確保し、従業者が安心して就業できる環境を整備するため、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他のハラスメントの防止に必要な措置を講ずるものとする。
（2）　事業者は、利用者、家族その他の関係者からの言動のうち、その要求内容の妥当性に照らして、その手段又は態様
が社会通念上許容される範囲を超え、従業者の就業環境を害するもの（以下「カスタマーハラスメント」という。）の防止及び適切な対応のため、必要な体制を整備する。
（3）　事業者は、ハラスメント防止に関する方針を明確にし、従業者への周知・啓発及び必要な研修を行うとともに、相談に対応するための窓口を設置する。
（4）　ハラスメントが発生した場合は、速やかに事実関係を確認し、被害を受けた従業者への配慮、行為者への適切な対応及び再発防止に必要な措置を講ずるものとする。また、相談者その他関係者のプライバシーを保護し、相談又は事実
確認への協力等を理由として不利益な取扱いを行わない。
（5）　利用者又は家族等によるカスタマーハラスメントが確認された場合は、利用者の心身の状態、認知症、疾病、障害その他の特性及び背景事情に十分配慮した上で、複数の従業者による対応、対応方法の変更、関係

機関との連携その他従業者の安全確保及び適切なサービス提供の継続に必要な措置を講ずるものとする。

(6) 暴力、脅迫その他従業者の身体又は生命に危険が及ぶおそれがある場合は、従業者の安全を最優先とし、必要に応じて行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関、警察その他の関係機関と連携して対応するものとする。

(業務継続に向けた取り組みの強化について)

第 17 条

(1) 事業者は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を継続して実施するための、及び非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要案措置を講じなければならない。

(2) 指定訪問看護事業所は、従業者に対し業務継続計画について「周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 18条

(1)看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 2 カ月以内

② 継続研修 年1～2 回

(2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社やすらぎ、訪問看護すこやかの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年 7 月1日から施行する。

この規定は令和 5 年 11 月 15 日から施行する。

この規定は令和 8 年 10 月 1 日から施行する。